

第3次一関市行政改革大綱

平成28年3月31日



— 目 次 —

1	基本的な考え方	1
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 目指す方向	
	(3) 基本方針	
2	改革の体系と推進体制	3
	(1) 改革の体系	
	(2) 改革の期間	
	(3) 改革の推進体制	
3	改革実施事項	5
	(1) 協働によるまちづくりの推進	
	(2) 業務改革の推進	
	(3) 人材育成の推進と組織体制の見直し	
	(4) 持続可能な行財政基盤の確立	

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

これまで本市では、限られた財源の中にあっても、魅力あるまちづくりや地域の活性化を推進するため、平成18年度から22年度までを改革の期間とした「一関市行政改革大綱」の策定を行い、これを引き継ぐ形で、平成23年度から27年度までの「第2次一関市行政改革大綱」を策定・実行し、人件費の縮減や内部事務費などの経費の削減、業務の民間委託など、継続して行政改革に取り組んできました。

また、本市の行政改革の取組は、限られた資源を有効に活用し効率的に事業を行うという単なる経費の削減のみならず、「協働によるまちづくりの推進」を掲げ、市民、NPO、企業等と連携し、適切な役割分担のもと、様々な分野で推進を図ってきたところです。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の急速な進行による福祉・医療関係経費の増加、複雑・多様化する住民ニーズへの対応など、新たな課題も顕在化してきています。

行政の役割を明確にしたうえで市民等が主役となり、さらなる協働によるまちづくりを推進するとともに、あらためて現状を分析し課題を抽出し、職員自らの意識改革を図りながら、行政運営を進めることが必要となっています。

本市では、平成28年度から新たな総合計画に基づくまちづくりがはじまります。

総合計画に掲げたまちづくりの将来像の実現に向け、引き続き改革事項に取り組み、財政基盤のさらなる強化を図るとともに、市民等との協働によるまちづくりを目指す「第3次一関市行政改革大綱」と「第3次一関市集中改革プラン」を策定し、行政改革を積極的に推進します。

(2) 目指す方向

質の高い行政サービスを持続的に提供するための市民との協働による行政運営

これまでの行政の仕組みや、行政改革の手法にとらわれることなく、市民が求める行政サービスを将来にわたり安定的に提供するため、柔軟な発想で行政改革に取り組みます。

また、中東北の拠点都市形成に向け、魅力あるまちづくりや地域の活性化を推進するため、市民との協働による、市民起点で質の高い行政サービスを持続的に提供できる行政運営を目指します。

(3) 基本方針

次の4つの基本方針に基づき、行政改革を推進します。

- ① 協働によるまちづくりの推進
- ② 業務改革の推進
- ③ 人材育成の推進と組織体制の見直し
- ④ 持続可能な行財政基盤の確立

① 協働によるまちづくりの推進

多様化する住民ニーズに対応できるよう、市民、NPO、企業、行政それぞれが適切な役割分担のもと、様々な分野での協働を推進するとともに、地域における自助・共助の取組を支援し、地域力の向上に努めます。

② 業務改革の推進

全ての事務事業について、必要性、有効性などの検証を行い、現状や市民の要望等を把握したうえで、より質の高い行政サービスの提供を図り、住民満足度の向上に努めます。

③ 人材育成の推進と組織体制の見直し

地方分権の一層の進展、住民ニーズの高度化・多様化、さらには人口減少など新たな行政課題に対応するため、職員個々の執務能力と組織力の向上を図るとともに、住民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる効率的な事務執行体制の構築に努めます。

④ 持続可能な行財政基盤の確立

事業の実施に当たっては、優先度を判断し、必要性の高い事業に重点を置き、コストの縮減に努めます。

税及び税外収入については、課税客体等の的確な把握を行うとともに、収納率の向上を図り、公平性の確保に努めます。

2 改革の体系と推進体制

(1) 改革の体系

本大綱に基づく具体的な取組を示した計画「第3次一関市集中改革プラン」を策定し、着実かつ集中的に改革を推進します。

(2) 改革の期間

本大綱に基づく改革は、平成28年度から平成32年度までの5カ年間とし、集中改革プランは、PDCAサイクル【計画(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)】に基づき毎年度見直し、柔軟かつ的確に実施していくこととします。

また、平成33年度以降の大綱及び集中改革プランは、平成32年度までの実績等により策定します。

(3) 改革の推進体制

① 一関市行財政改革推進審議会（民間委員15人）

知識経験者等で構成する「一関市行財政改革推進審議会」は、行政改革実施内容について評価、検証を行い、改革実施内容の見直すべき事項等を調査、審議します。

② 市民意見の反映

市民の意見を行政改革に反映させるため、必要に応じてパブリックコメント等を実施します。

③ 一関市行財政改革推進本部（副市長、教育長、部長、支所長等）

副市長を本部長とする「一関市行財政改革推進本部」は、行政改革大綱の策定、実施等について所掌し、全庁体制で行政改革を推進します。

また、市民の理解と協力を得ながら改革を推進するため、改革の取組や進捗状況を市広報やホームページにおいて公表します。

④ 推進チーム

行財政改革推進本部に、次の推進チームを設置します。

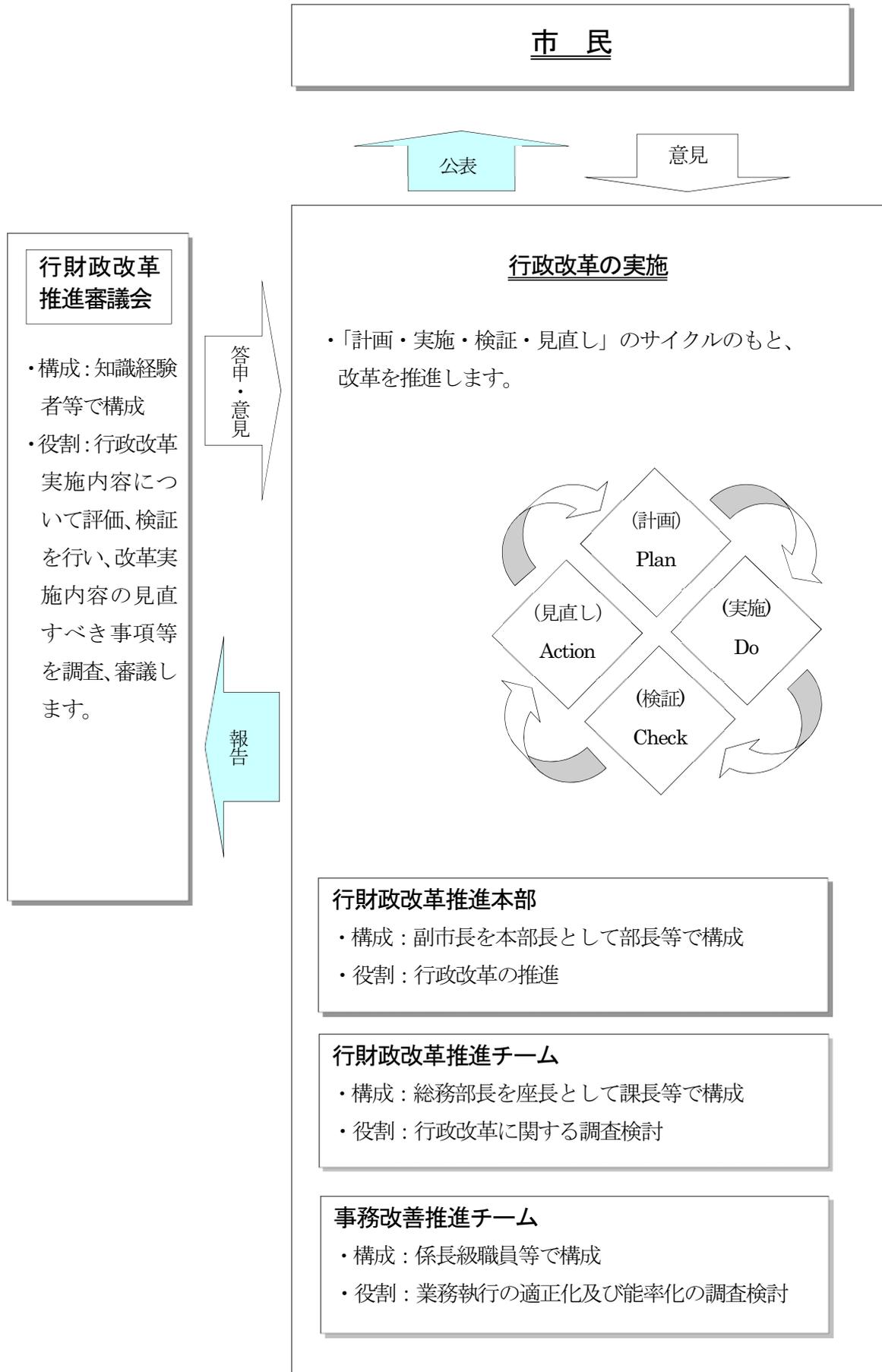
(ア) 行財政改革推進チーム

課長級職員等で構成し、改革の推進について調査検討します。

(イ) 事務改善推進チーム

特定課題に対応するため、係長級職員等で構成し設置するもので、業務執行の適正化及び能率化について調査検討します。

□ 行政改革推進体制図



3 改革実施事項

改革の実施にあたっては、次の事項により実施します。

(1) 協働によるまちづくりの推進

① 協働の推進

協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動する、協働のまちづくりを推進します。

② 自助・共助によるまちづくりの推進

多様化する住民ニーズへの対応については引き続き、自助・共助の取組方法等の啓発を行うとともに、取組に対する支援を行うことにより、地域で支えるまちづくりを推進します。

(2) 業務改革の推進

① 事務事業の再編・整理

厳しい財政状況において、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化などに対応していくため、事務事業の点検を定期的に行い、スクラップアンドビルドを基本とする事務事業の見直しを行い、事務事業の再編・整理合理化を図り、効率的な行政運営に努めます。

② 民間活力の活用の推進

(7) 民間委託等の推進

事務事業について、民間の専門性や効率性が発揮されることで、行政サービスの向上や経費の縮減が図られる事業は、民間委託等を推進します。

また、既に民間委託等を行っている事務事業についても、より効率的、効果的に実施できるよう、定期的な見直しに努めます。

(4) 指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営について、行政サービスの向上や経費の縮減を図るため、指定管理者制度を積極的に活用します。

(3) 人材育成の推進と組織体制の見直し

① 職員の人材育成と意識改革

人材育成基本方針に掲げる目指す職員像の実現に向け、職員の意識改革を図るとともに、個々が持つ能力を最大限に引き出し、高い問題意識と広い視野を持ち、市民とともにまちづくりに取り組む人材の育成を推進します。

② 組織体制の見直し

(7) 窓口業務等行政サービスの向上

市民起点で、市民が一層利用しやすい窓口業務等、行政サービスの向上に努めます。

(4) 組織機構の見直し

多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応できるよう、効率的な事務執行体制の見直しに努めます。

また、組織として常に点検を確実に実施し、公平かつ適正な事務処理に努め、透明性、信頼性の高い行政の推進に努めます。

(7) 定員管理及び職員給与の見直し

行政運営の効率化を踏まえ、新たな定員適正化計画を策定し、適正な定員管理に努めます。

また、職員給与については、社会経済情勢や近隣自治体等の動向を常に注視し、引き続き適正化に努めます。

(4) 持続可能な行財政基盤の確立

① 効果を重視した事業の実施

市民起点により、必要性の高い事業を優先的に実施することで住民の満足度の向上を図るとともに、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、効率的、効果的な業務の推進に努めます。

② 補助金等の整理合理化

補助金、負担金については、その目的や、費用対効果、経費負担、補助の期間等のあり方について検証し、徹底した歳出の縮減に努めます。

③ 財源の確保

税及び税外収入の収入未済については、庁内において情報共有を行い、収納対策を強化し、歳入の確保に努めます。

また、使用料、手数料等の受益者負担については、適正な水準を確保するとともに、遊休資産等の売却や積極的な活用を図るなど、将来にわたり安定した財源が確保できるよう創意工夫しながら積極的に取り組みます。

④ 公共施設等マネジメントの検討

8市町村が合併したことにより多くの公共施設等を保有しており、老朽化に伴う施設更新費用の増大が大きな課題となっていることから、公共施設等の配置の最適化と併せ財政負担の軽減・平準化を目指すための検討を行います。

⑤ 地方公営企業等の経営健全化の推進

地方公営企業については、中長期的な視点に立ち、経済性を考慮した業務の効率化など徹底した見直しを行い、経費節減や増収に向けて経営に取り組みます。

また、第三セクター等については、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導監督に努めます。